

陸前高田市教育大綱の見直しについて

1 大綱の定義

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。」

3 策定の趣旨

- ・首長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。
- ・近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。
- ・これらを踏まえ、首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

4 現行の大綱

(1) 策定年月日 平成27年9月1日

(2) 基本理念 「郷土で学び 夢を拓く、心豊かで たくましい 人づくり」

- ・第8次教育振興基本計画と、震災復興計画を基本として、4つの基本方針とこれに基づく基本施策を掲げる。

5 大綱の見直し方針

陸前高田市まちづくり総合計画の教育行政部門の具体的内容を示す第9次陸前高田市教育振興基本計画を平成31年3月に策定したことから、現行の教育大綱についても見直しを行い、整合性を図るものとする。